

2020年12月21日

ご利用者・ご家族 各位
事業所 各位

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団
理事長 板倉 勝男

新型コロナウイルス感染症への取り組みについて

平素より当法人の運営にご理解とご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化しております。当法人では、ご利用される皆様へ安全で安心なサービスを提供するため、感染予防を徹底し水際対策を強化しながら、サービスの継続に努めてまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、人の往来も多くなる年末年始を迎えることや、寒さ、乾燥等により一層、施設内に新型コロナウイルスが持ち込まれるリスクが高まっています。

こうした情勢を踏まえ、当法人での取り組みをさらに強化するため別紙にてご報告申し上げます。

今後も感染予防に最大限取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【お問合せ】

本部事務局 049-251-1030
事務局長 佐藤俊和

(別紙)

新型コロナウイルスの感染防止に関する当法人の取り組み

【対策全般について】

- ① 新型コロナウイルスに関する対応マニュアルの周知徹底を図り、対策を講じています。
- ② 感染拡大防止に向けた基本的な所作を習得できるよう、厚労省作成の動画を全介護職員に視聴を義務付けレポートを提出させ理解度の促進を図っています。
- ③ 入居施設においては感染者（疑い者）が発生した場合に集団感染を防ぐための想定訓練を行ってまいります。
- ④ 感染者（疑い者）が発生した場合に使用する感染予防具の準備、サージカルマスクや手指消毒用アルコール等の補充を積極的に行い、必要量を確保しています。
- ⑤ 施設内設備の非接触化の推進、飛沫拡散防止対策に注力しています。

【職員に対して】

- ① 毎日3回、出勤前・出勤時・退勤前の検温を実施しています。
- ② 職員に発熱や風邪症状があった場合は出勤を認めず、感染の流行時期には自宅待機を命じています。
- ③ プライベートの時間であっても、三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）を避け、多人数での会食に参加していないかなど、常に介護に従事する者として自覚を持った行動をするよう指導しています。
- ④ 行動履歴（14日間）について求められた場合、答えられるよう自身の行動を記録させます。
- ⑤ 年末年始や連休等で人出が多くなる時季に極力旅行等を控えるよう求めています。
- ⑥ マスクの常時着用、手洗い・手指消毒の励行、30分ごとの換気、共用部分の消毒を徹底しています。
- ⑦ 新しい生活様式に沿った行動をチェックリストに基づき自己チェックします。
- ⑧ 感染の流行時期には、施設内での職員の往来も制限し、会議なども密閉空間を避け行っています。
- ⑨ 全職員に対し、新型コロナウイルスに関する参考文献、動画等の閲覧を義務付ける等、感染予防に対する教育を行っています。
- ⑩ 感染（疑い者を含む）区域を担当する職員へ感染予防具の着脱、実践を想定した模擬訓練を行っています。
- ⑪ 在宅勤務、時差出勤、ローテーション勤務が可能な部署にはその旨を命じています。

【ご利用者に対して】

- ① 毎日2回、午前と午後に検温を実施しています。
- ② 食事の際など、手指消毒や手洗いを行っていただいています。
- ③ リハビリやレクリエーションなどでは三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）にならないように配慮しています。
- ④ 通院等で外出をする際も、三密状況（密集場所、密閉空間、密接場面）にならないように配慮しています。
- ⑤ 感染の流行時期に、やむを得ず外出しなければならない場合は、マスク着用と手指衛生の徹底を行っていただいています。
- ⑥ 行政の指導もあり、感染の流行時期にはご自宅への外泊やご家族との面会も控えていただいています。希望される方には、テレビ面会や窓越しの面会ができるように配慮しています。
- ⑦ 入居施設では、発熱や風邪症状の有症状者をチェックし、万一の施設内での発生を早期に把握できるようにしています。
- ⑧ 通所施設については、感染の流行時期にご本人や同居家族に発熱や風邪症状があった場合は、マスク着用と手指衛生のご協力を強くお願いし、必要に応じた期間自宅待機を行っていただきます。
- ⑨ 通所施設を休業せざるを得なくなった場合、電話での現状確認、訪問サービス支援を行ってまいります。
- ⑩ 訪問看護については、訪問の際、職員はフェイスシールド、マスク、グローブを着用し、利用者の方にもマスクの着用を促します。

【その他】

- ① 業者等の施設への立ち入りについては、検温と問診表による確認を行い、該当項目があれば内部への立ち入りを制限し、可能な限り施設外で対応するようにしています。
- ② 感染の流行時期には、実習生、ボランティア、業者等の施設への立ち入りを制限しています。
- ③ 入居施設への往診については、感染の流行時期には、出来る限り電話再診や遠隔診療で対応しています。